２０２５年　４月

茨城労働局長登録教習機関

（株）安全衛生推進会茨城教育センター

〒310-0846　茨城県水戸市東野町291-19

TEL 029-291-6221　FAX 029-353-7915

**「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」開催のご案内**

厚生労働省では、刈払機を取扱う作業に従事する者は、通達（平成１２年２月１６日付基発第６６号）により、安全衛生教育（特別教育に準じる教育）を実施しなければならないとされています。

また、国、地方公共団体等が発注する道路、河川の維持委託業務を行う作業者には必須の教育となっております。

当茨城教育センターは事業主に代わって当該特別教育を開催いたします。

記

**１．受講資格**

刈払機を取扱う作業者等 満１８才以上の方（受講日現在）

**２．開催日及び会場**

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日 | 令和７年　６月３日（火） |
| 会場 | 利根町商工会（茨城県北相馬郡利根町布川2947） |

※カーナビにて検索できない場合がありますので、講習会場案内図を参照下さい。

**３．講習科目及び時間割**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 科目 | 講習時間 |
| 学科 | オリエンテーション | ８：３０～８：４０ （１０分） |
|  | 刈払機に関する知識 | ８：４０～９：４０ （１時間） |
|  | 刈払機を使用する作業に関する知識 | ９：５０～１０：５０ （１時間） |
|  | 刈払機の点検及び整備に関する知識 | １１：００～１１：３０ （３０分） |
|  | 振動障害及びその予防に関する知識 | １２：２０～１４：２０ （２時間） |
|  | 関係法令 | １４：３０～１５：００ （３０分） |
| 実技 | 刈払機の作業等 | １５：００～１６：００ （１時間） |
|  | 修了証交付（修了予定１６：００頃） | （合計　６時間） |

※開始時間は８：３０からですが、８：２０までには受付を済ませて下さい。

**４．受講料**

●**９，０００円**（テキストは当日貸し出します。）

**５．定員**

２５名（受講希望者が定員になり次第締め切ります。なお、１０名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。）

**６．受講申込み方法**

・受講料

・受講申込書（写真貼付）

・証明写真計１枚

〔証明写真〕サイズ　縦３.０ｃｍ×横２.４ｃｍ裏面に氏名を記入したもの

を持参の上、申込み先受付先へお申込みをお願いします。

＜講習会当日、会場へ持参するもの＞

・受講票

・本人確認書類の写し

・運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート

※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

**７．注意事項**

・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。

・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。

・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真は、両面テープを推奨します。

**８．修了証の交付**

全科目修了者には「刈払機取扱作業者」修了証を即日交付します。

**９．申込み受付先**

利根町商工会（茨城県北相馬郡利根町布川2947）電話　0297-68-7417

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

**１０．その他**

①実技当日　保護帽（ヘルメット）、作業服（動きやすい服装等）

②無断で欠席された場合、受講料金は返還しません。

③テキストは受付会場でお渡しします。

④記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

⑤遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。

⑥昼食は各自ご用意して下さい。

⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ませんので電源を切るか、マナーモードにして下さい。